

公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団  
一般研究助成選考規程の選定方法に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団(以下、本財団という)研究助成の選考において公正かつ厳正な採択を図るため、必要な選定基準を定めるものとする。

(選考審査の対象)

第2条 本財団選考委員会が選考審査を主務する研究助成を対象とする。

(審査方法について)

第3条 選考は、公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団研究助成選考規程に基づいて行う。

2 応募申請内容は、書面または電磁的方法によって各選考委員に送付する。

3 申請課題を各選考委員が次の通りに分けて評価する。

極めて優れていると考えられる課題 A 3件

次に優れていると考えられる課題 B 3件

次に良いと思われる課題 C 3件

A、B、Cの件数は、各年度の応募総数によって選考委員長が判断する。

(採択優先順位について)

第4条 A、B、C評価を点数化し(A3点、B2点、C1点)、原則として合計点数が最も高いものから第1順位とする。

2 同点の場合、あるいはA評価よりB評価とC評価の件数が多いために高得点になった場合は、各選考委員のコメントを参考に順位を決める。

3 選考委員長が最終のとりまとめを行う。

(審査上の取り決め事項)

第5条 選考委員は、自らが応募者と直接関係者(同施設、共同研究者)となった場合、その委員はその選考の表決に加わることはできないものとする。

2 専門分野が異なり、評価されにくい場合、選考委員は審査を辞退することができる。

附則 この規程は、令和2年3月8日から施行する。